

【表紙】

【発行登録番号】	8－関東1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村 田 善 郎
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06（6631）1101
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 福 岡 収
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目12番10号
【電話番号】	03（3231）8721
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 福 岡 収
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2026年3月31日)から2年を経過する日(2028年3月30日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 （東京都中央区日本橋2丁目4番1号） 株式会社高島屋京都店 （京都市下京区四条通河原町西入真町52番地） 株式会社高島屋横浜店 （横浜市西区南幸1丁目6番31号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

未定

（2）【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金、C P償還資金、自己株式取得資金および運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第159期（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日） 2025年5月22日関東財務局長に提出

事業年度 第160期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日） 2026年6月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第161期（自 2026年3月1日 至 2027年2月28日） 2027年5月31日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 第160期半期（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日） 2025年10月14日関東財務局長に提出

事業年度 第161期半期（自 2026年3月1日 至 2026年8月31日） 2026年10月15日までに関東財務局長に提出
予定

事業年度 第162期半期（自 2027年3月1日 至 2027年8月31日） 2027年10月15日までに関東財務局長に提出
予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年3月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年5月23日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年3月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月30日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年3月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月20日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正臨時報告書（上記3の2026年1月30日提出）臨時報告書の訂正報告書）を2026年2月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（2026年3月23日）までの間ににおいて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社高島屋本社

（大阪市中央区難波5丁目1番5号）

株式会社高島屋日本橋店

（東京都中央区日本橋2丁目4番1号）

株式会社高島屋京都店

（京都市下京区四条通河原町西入真町52番地）

株式会社高島屋横浜店

（横浜市西区南幸1丁目6番31号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。